【税抜】

区分		1立方メートル当り使用料金額
一般排水	公衆浴場	70円
	一般家庭	120円
中間排水※		170円
特定排水※		220円

※工場・その他の事業所（公衆・共同浴場及び管理者が認める公共または公益関係の業種を除く）からの汚水排水量が1ヶ月300㎥を超え、750㎥以下の部分を中間排水、750㎥を超える部分を特定排水といいます。